

## 厚生年金保険の障害年金にかかる納付要件

初診年月日	厚生年金保険法による納付要件	法律改正による原則的な経過措置	法律改正時の初診日から認定日までの間等の経過措置
平成38年3月31日 ～ 平成8年4月1日	初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までで3分の2要件を満たしていること	初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに滞納がないこと、かつ、初診日において65歳未満であること	
平成8年3月31日 ～ 平成7年4月1日	同上	初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに滞納がないこと	直近1年要件は、初診日が当該期間であった場合、当該初診日において65歳未満であることの年齢制限なし
平成7年3月31日 ～ 平成3年5月1日	同上	同上	
平成3年4月30日 ～ 昭和61年4月1日	初診日の前日において、当該初診日の属する月前における直近の基準月(1月、4月、7月及び10月)の前月までで3分の2要件を満たしていること	初診日の前日において、当該初診日の属する月前における直近の基準月(1月、4月、7月及び10月)の前月までの1年間のうちに滞納がないこと	
昭和61年3月31日 ～ 昭和59年10月1日	初診日の属する月前の公的年金加入期間を合算した期間が6月以上であること		初診日の前日において、当該初診日の属する月前における直近の基準月(1月、4月、7月及び10月)の前月までで3分の2要件を満たしていること  又は 初診日の前日において、当該初診日の属する月前における直近の基準月(1月、4月、7月及び10月)の前月までの1年間のうちに滞納がないこと
昭和59年9月30日 ～ 昭和51年10月1日	同上		
昭和51年9月30日 ～ 昭和49年8月1日	初診日から起算して1年6月を経過した日の属する月前の厚生年金保険の加入期間が6月以上であること		
昭和49年7月31日 ～ 昭和27年5月1日	初診日から起算して3年を経過した日の属する月前の厚生年金保険の加入期間が6月以上であること		
昭和22年9月	昭和27年4月30日 ～ 昭和26年11月1日	初診日から起算して3年を経過した日の属する月前の厚生年金保険の加入期間が6月以上であること	
	昭和26年10月31日 ～ 昭和22年9月1日	初診日から起算して2年を経過した日の属する月前の厚生年金保険の加入期間が6月以上であること	
昭和22年	昭和27年4月30日 ～ 昭和22年9月1日		初診日から起算して2年を経過した日の属する月前5年間に厚生年金保険の加入期間が3年以上であること
	昭和22年8月31日 ～ 昭和17年9月30日	初診日から起算して2年を経過した日の属する月前5年間に厚生年金保険の加入期間が3年以上であること	

注1 表中「初診日から起算して1年6月(2年、3年)を経過した日」とあるのは、1年6月(2年、3年)以内に症状固定又は治った場合は「その日」になります。

注2 三共済の場合は、経過措置等がありますので留意願います。